

青年部連合会役員名簿

役職	氏名	支部	会社名	郵便番号	住所	電話	F A X
会長	山本浩司	幡多	山本建設(株)	789-1720	幡多郡黒潮町佐賀2988	(0880)55-3141	55-3143
副会長	橋本康成	室戸	橋本工業(有)	781-7109	室戸市領家687	(0887)23-2233	22-1095
〃	大場将史	高知	福留開発(株)	780-0816	高知市南宝永町19-11	(088)883-7251	883-7295
〃	楠原和高	高幡	(有)西南建設	786-0514	高岡郡四万十町河内250-1 十和ビル 2F	(0880)28-5441	28-5441
幹事	竹崎雅将	安芸	(有)竹崎組	781-5703	安芸郡芸西村西分甲2578-14	(0887)33-2355	33-2261
〃	川田明史	嶺北	(有)川田建設	781-3408	土佐郡土佐町相川776	(0887)82-1086	82-1590
〃	尾崎正英	伊野	尾崎建設(有)	781-2107	吾川郡いの町駅前町210	(088)892-0027	892-0046
〃	渡辺愁太郎	高吾北	(有)西森土建	781-1803	吾川郡仁淀川町別枝2504	(0889)32-2128	32-2129
監査	濱渦寛将	南国	カミケン工業(株)	782-0016	香美市土佐山田町山田1385-11	(0887)57-0555	57-0556
〃	高橋伸幸	高陵	(有)高橋建設	785-0503	高岡郡津野町芳生野甲162-1	(0889)62-3109	62-3361

高知県建設業協会青年部連合会規約

(設 置)

第1条 (一社)高知県建設業協会(以下「協会」という。)は、土木部会規程第17条に基づき、会員企業の次世代の育成とその活動を通じて地域社会に貢献するため、高知県建設業協会青年部連合会(以下「青年部連合会」という。)を設置する

(目 的)

第2条 青年部連合会は、次の各号をその目的とする。

- (1) 真摯な情熱と発想力及び行動力を以って、建設業の発展に寄与すること。
- (2) 風水害、地震、津波等の自然災害に対する建設業としての活動の在り方を研究し、地域住民の安全と安心に寄与すること。
- (3) その他、社会貢献活動等を通じて、地域社会との融和と協調に努めること。

(事 業)

第3条 青年部連合会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員企業に属する青年相互の親睦と友好の促進
- (2) 各種団体及び各種青年組織との親睦と友好の促進
- (3) 建設業等に関する知識教養を深め、自己を高めるための研修
- (4) 建設業に関する諸問題の調査研究
- (5) 行政機関や自主防災組織と連携した防災訓練の実施など、地域の防災力を高めるための活動
- (6) 巨大地震、大津波等の大規模災害への対応策の検討
- (7) 各種の地域ボランティア等の社会貢献活動
- (8) その他、第2条の目的を達成するために必要と認める事業

(会員の資格)

第4条 青年部連合会の会員(以下「会員」という。)は、各支部青年部(室戸、安芸、南国、嶺北、高知、伊野、高吾北、高陵、高幡支部)並びに幡多支部連合会青年部の正副部長をもって構成する。

- 2 会員に変更等が生じた場合、各支部(室戸、安芸、南国、嶺北、高知、伊野、高吾北、高陵、高幡支部)並びに幡多支部連合会は、青年部連合会へすみやかに報告を行う。

(役 員)

第5条 青年部連合会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名、副会長 若干名、幹事 若干名、 監査 2名

(役員を選出)

第6条 会長及び監査は、青年部連合会総会において選出する。

- 2 副会長は、会長が指名して選任する。
- 3 幹事は、会長・副会長、監査に選出された者以外の各支部会長が務める。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じ、補充により選任された役員任期は前任の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は、青年部連合会を代表し、青年部連合会を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはあらかじめ定められた順序により、会長の職務を行う。
- 3 幹事は会長及び副会長を補佐し、青年部連合会の業務を処理する。
- 4 監査は、青年部連合会の会計業務を監査する。

(顧問及び参与)

第9条 本会に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は役員会の推薦により会長が委嘱する。

(会議)

第10条 青年部連合会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 3 通常総会は、原則として毎年1回、事業年度終了後3カ月以内に開催する。
- 4 臨時総会は、必要に応じて開催するものとする。
- 5 通常総会及び臨時総会は、会長が招集する。
- 6 役員会は、会長が必要に応じて招集する。
- 7 総会及び役員会の議長は、会長がこれを行う。

(総会の議決事項)

第11条 次に掲げる事項は、総会に付議するものとする。

- (1) 役員を選任及び解任に関する事。
- (2) 規約の改正に関する事。
- (3) 事業計画及び収支予算の決定に関する事。
- (4) 事業報告及び収支決算の承認に関する事。
- (5) その他青年部連合会役員が総会に付議すべきものと認める事。

- 2 前項の規定にかかわらず、軽易な事項又は緊急を要すると会長が認めた場合は、総会に付議することなく役員会に諮り決定することができる。ただし、この場合は次の総会で報告するものとする。

(総会の成立)

第12条 総会は、会員の3分の1以上の出席をもって成立する。

- 2 議事は、出席会員の過半数の議決によるものとし、可否同数のときは議長がこれを決定する。
- 3 前2項の場合において、書面をもって表決権を他の会員に委任した会員は、出席者とみなす。

(役員協議事項)

第13条 役員会は、青年部連合会の運営にかかる諸問題について協議するものとする。

(報告)

第14条 会長は、次の事項については協会会長に報告するものとする。

- (1) 役員を選任及び解任に関する事項
- (2) 総会で議決された事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

(予算及び会計)

第15条 青年部の運営に要する経費は、会費その他の収入をもって充てる。

2 前項の収入及び支出は、これを青年部連合会の予算に計上しなければならない。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、青年部連合会の運営上必要な事項は、役員会の議を経て会長が定める。

付 則

この規約は、平成24年 6月28日から施行する。

この規約は、平成28年 4月 9日から施行する。

この規約は、令和元年 6月22日から施行する。